

第1回 精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会	
平成19年12月19日	資料1

精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会開催要綱

1 趣旨

近年、障害者自立支援法、医療観察法及び自殺対策基本法の施行をはじめ精神保健医療福祉施策を取り巻く環境は大きく変化しており、精神保健福祉士に求められる社会的役割は変化している状況にある。このような状況を踏まえ、精神保健福祉士の高い専門性を担保できるような養成及び人材育成の在り方について検討を行う。

2 検討事項

- (1) 教育カリキュラム
- (2) 実習の在り方
- (3) その他

3 構成等

- (1) 検討会は上記検討事項に関連する学識経験者等のうちから、社会・援護局障害保健福祉部長が参集を求める者をもって構成する。
- (2) 検討会に座長をおき、検討メンバーの互選によってこれを定める。座長は検討会の会務を総理する。

4 検討会

- (1) 検討会は座長が必要に応じて招集するものとする。
- (2) 座長は必要に応じて意見を聴取するため、参考人を招へいすることができる。
- (3) 必要に応じてワーキンググループを設置することができる。

5 その他

検討会の庶務は社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課が行う。